



嘉麻市は、福岡県のほぼ中央に位置し、遠賀川の源流を抱く山々の美しい自然に恵まれ、古くから豊かな穀倉地帯を形成し、農業を基幹産業とする地域として今日に至っています。また、明治中期以降は、筑豊炭田の一角として、日本の産業エネルギーを支えてきた歴史を有しています。

地方分権が進展する今日、私たちは、多様で個性豊かな地域社会をつくるため、市民一人ひとりが自ら考え、自ら決め、そして自ら責任をもって市政に参画し、互いに協力して、先人から受け継いだ豊かな自然環境や歴史、文化を尊び、次の世代を担う子どもたちへ引き継いでいかなければなりません。

私たちは、市民が自治の主体であることを基本とし、情報を共有し、互いの立場を尊重し、知恵と力を出し合い、一体となって協働のまちづくりを進めていくことが必要です。

こうした認識のもと、市民が主体となった自治の実現を図るための基本となる理念や原則を明らかにするとともに、市民の市政への参画と協働などを定め、すべての人権が尊重され、豊かで活力ある嘉麻市を築いていくために、嘉麻市の自治の最高規範として、この条例を制定します。

## 第2節 基本原則

（市民自治の原則）  
第5条 市民、議会及び市長等は、市民一人ひとりが自治の担い手として、自覚と責任をもって互いの人権を尊重し、男女がともに社会の対等な構成員として、その個性や能力を発揮できるよう、市民主体の自治を推進するものとする。

（情報共有の原則）  
第6条 市民、議会及び市長等は、互いに保有する市政に関する情報を共有するものとする。

（協働の原則）  
第7条 市民、議会及び市長等は、協働して市民主体の自治を推進するものとする。

（公正、公平の原則）  
第8条 議会及び市長等は、市民の信託に基づき、公正かつ公平な市政を行うものとする。

## 第3章 市民の権利及び責務

（市民の権利）  
第9条 市民は、互いに対等な立場で市政に参画する権利を有する。  
2 市民は、市の保有する情報を知る権利を有する。  
3 市民は、良好な環境の中で安全で安心して暮らす権利を有する。

（市民の責務）  
第10条 市民は、自治の主体であることを認識し、市政への参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとする。  
2 市民は、まちづくりにおいて互いの意思を尊重し、連携するものとする。  
3 市民は、行政サービスに係る負担を分任するものとする。

（事業者等の責務）  
第11条 市内において事業を行う者は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、健全な事業活動において、自然環境などに配慮するとともに、地域の公益的活動に寄与するよう努めるものとする。

## 第4章 議会の役割及び責務

（議会の役割及び責務）  
第12条 議会は、市民の代表機関であることを常に認識し、法令に定める権限を行使するとともに、独自の政策立案や政策提言を積極的に行わなければならない。

（開かれた議会運営）  
第13条 議会は、議会及び議員の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。  
2 議会は、本会議のほか、委員会等公式な会議を原則公開するとともに、市民が議会の活動に参加できるような措置を講じなければならない。  
3 議会は、市民の意見を最大限尊重し、政策の形成に反映させるとともに、市民主体の自治を推進しなければならない。

## 第1章 総則

（目的）  
第1条 この条例は、嘉麻市の自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務並びに議会、市長等の役割及び責務を定め、市民が主体の自治の実現を図ることを目的とする。

（条例の位置付け）  
第2条 この条例は、嘉麻市の自治の基本を定める最高規範であり、市民、議会及び市長等は、これを最大限尊重しなければならない。  
2 議会及び市長等は、他の条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければならない。

（定義）  
第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  
(1) 市民 市内に住む者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内において事業又は活動を行う団体等をいう。  
(2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者をいう。  
(3) 参画 市民が市の政策の立案、実施、評価に至る過程に主体的に参加することをいう。  
(4) 協働 市民、議会及び市長等が、それぞれの責任と役割分担に基づき、互いの特性を尊重し、対等な立場で連携、協力し合うことをいう。

## 第2章 基本原則

### 第1節 基本理念

（基本理念）  
第4条 自治の主体は、市民であることを基本とする。  
2 市政は、主権を有する市民の信託によるものであり、議会及び市長は、その信託に応えるものとする。